

むずかしい税務をわかりやすく伝えます！



阿佐ヶ谷の会計事務所
斎藤会計事務所

vol.44 2018年6月号

〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北1-3-8
グリーンパークビル2階
編集長：菅野

斎藤会計通信



代表の言！

事業承継税制の特例



代表
斎藤 英一

皆様こんにちは！梅雨に突入して、はっきりしない天気が続いていますね。

今日は税制改正のセミナーで反響のあった“事業承継税制の特例”のお話です。

【10年限定で大幅な要件緩和措置】

資産税における平成30年改正の目玉は、事業承継税制(非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予)の大幅な見直しです。中小企業経営者の高齢化が進んでおり、70歳(平均引退年齢)を超える経営者は、今後10年間で245万人以上になります。それにもかかわらず半数以上が事業承継を終えていない状況です。今回の改正では、10年間の期間限定で新たに「事業承継税制の特例」が設けられ、従来の制度においてネックとなっていた部分が大きく見直されています。

改正1 対象株数・猶予割合の拡大

	現行法(原則)	特例
対象株式数	2/3まで	すべて
猶予割合	贈与100% 相続80%	贈与100% 相続100%

現行法(原則)では、適用対象株式数の上限が議決権株式総数の2/3に達する部分まで、納税猶予割合が贈与税100%(相続税80%)であったため、実際に納税猶予される部分は、贈与税 $2/3 \times 100\% = \text{約}66\%$ 、相続税 $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ でしたが、特例では、100%が猶予となり、事業承継時の納税負担はゼロとなります！

改正2 特例対象者の拡大

	現行法(原則)	特例
対象者	1人の先代経営者から 1人の後継者へ	親族外を含む 複数の株主から 代表者である後継者 (最大3人)

従来の制度では、1人の先代経営者から1人後継者への贈与・相続のみが納税猶予の対象でしたが、特例では複数人の事業承継を認められ、実情に応じた多様な事業承継が可能となりました。

改正3 その他のネックとなっていた部分の改正

1	雇用確保要件の実質撤廃(認定経営革新等支援機関の助言・関与)
2	経営環境の変化に応じた納税猶予額の減免(赤字・売上減のため譲渡・合併・解散をして打ち切られた場合には、株価再計算をした上で、一部税額を減免)

なお、この特例は、“認定経営革新等支援機関”の助言等を受けて作成した“特例承継計画”を平成30年4月1日から5年間の間に提出する必要があります。当事務所も、“認定経営革新等支援機関”に指定されておりますので、興味のある方はぜひご相談をください！

変わる基礎控除とその歴史



平成32年分所得税から適用される改正

平成30年の税制改正によって、これまでは一律1人38万円とされていた所得税の基礎控除が、合計所得金額が2,400万円以下の人は48万円に引き上げられます。

2,400万円超～2,500万円以下の人は基礎控除が段階的に減額され、2,500万円を超える人は基礎控除がゼロになります。

合計所得金額	所得税の基礎控除の額
2,400万超～2,450万円	32万円
2,450万超～2,500万円	16万円
2,500万円超	適用されません

設立趣旨は生存権の保護だった？

基礎控除は1947年(昭和22年)に創設されました。「納税者本人や納税者の配偶者、扶養親族の最低限の生活を維持するために必要な収入を守る」という趣旨があったとされています。過去には頻繁に金額を変更した事もありましたが、年間生活費を計算した際の献立・生活があまりにもお粗末だった事もあり、顰蹙を買う事も多かったようです。

なお、「平成29年4月1日現在法令等」と前書きがある国税庁の説明では趣旨には一切触れてはおりませんが、簡素に「基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます」となって、設立趣旨には沿っています。これが今回の改正で崩れる事になります。

多様な働き方に対応した改正と言うが

今回の改正の趣旨には「働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点」と明示されています。

諸外国の水準と比べ過大となっている給与所得控除と、公的年金等控除からは共に10万円ずつ控除が低くなる改正を併せて行う他、子育て世帯等には「調整控除」を入れる事によって負担が増えないような改正も行われます。結果、一般的な年収のサラリーマン世帯には一連の改正によって税の増減は発生しない事になります。

ただ、当初の設立趣旨であった、憲法で定められている生存権への税制からのアプローチである人的控除、その根幹であった基礎控除を無くすと言うのはいかがなものかと思われます。

住民税決定通知書とふるさと納税



住民税決定通知書で確認すべき項目

5月中旬から6月上旬にかけ、各自治体から、住民税の特別徴収義務者である雇用主宛に「住民税の税額決定・納税通知書」が届きます。給与所得者である各個人には、「納税義務者用」の明細が手渡されます。

受け取った際には、毎月の控除額を確認するだけでなく、計算に間違いがないか確認することをお勧めします。会社が提出した給与支払報告書に間違いの原因があった場合もありますし、自治体での計算時のミスがあるかもしれないからです。

確認すべき項目は、各人の事情で異なりますが、前年中に転職した人であれば全部の給与収入が反映されているか、結婚や出産などで扶養家族に増減があった場合にはそれがきちんと反映されているか等々です。

ふるさと納税は限度額以内だった？

扶養家族数の間違いなどは、会社か自治体の手違いですから、修正してもらえばそれで終了です。一方で、確定した結果が自分の予想と違っていた場合に考え直さなければならない項目があります。ふるさと納税の寄附金控除額です。

ワンストップ特例制度を使っている方は、すべての寄附金控除が住民税で行われますので、「住民税の税額決定・納税通知書」に記載されている「寄附金控除額+2千円」が自分の寄附総額と合致していればOKです。6自治体以上への寄附で自身が確定申告した方は、「確定申告書で控除された寄附金控除+住民税での寄附金控除額+2千円」が自分の寄附総額と合っていればOKです。

ふるさと納税寄附金限度額の検証方法

上記のチェックで納め過ぎがなかったかどうかの確認はできますが、もっと寄附できたかどうかは次の方法で確認できます。「住民税の税額決定・納税通知書」の税額欄に「所得割額」という項目があります。市(区)民税と県(都)民税を合計します。

$$\text{控除限度額} = \text{所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税限界税率※}) / 100\% + 2,000\text{円}$$

※所得税限界税率とは、所得税計算の最高税率に復興特別所得税(2.1%)を上乗せした数字です。自分の所得税率は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除額の合計額」を差引いた額により所得税の税率等で確認できます。(国税庁サイト <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>)。

リフレッシュできること

会計事務所は12月の年末調整、2・3月の確定申告、そして5月の法人申告が終わると、ちょっとホッとできる時期になります。個人的には来る税理士試験に向けて本腰を入れなくてはならなくなりますが…。なので今回はみんなの『リフレッシュできること』を聞いてみました。

海外旅行です。特に日本と雰囲気の違う国は現実を忘れられてリフレッシュできます。タイル造りのモスクや教会の彫刻などとても綺麗で見ていると癒されます。そしてその国の料理も楽しみの一つです。

井上菜穂子



綺麗な海でマリンスポーツをすることです。特に、猛スピードで海の上を走るウエイクボード、ジェットスキーは、爽快感を味わうことができるので、お気に入り！また、上空から一面の景色を見ることの出来るパラセーリングも、色んな事を忘れるくらい、気持ちが良いです。足立 彩織



植物を愛でることです。自宅ベランダの草花に水をやったり、ウォーキング中によそのお宅や道端の樹々を観察したり、楽しいです。安部 さおり



夜中に一人でスーパー銭湯に行き、1時間位熱いお風呂を出たり入ったり、繰り返すことです。身体にはよくないかもしれませんが…

榎本敏宏



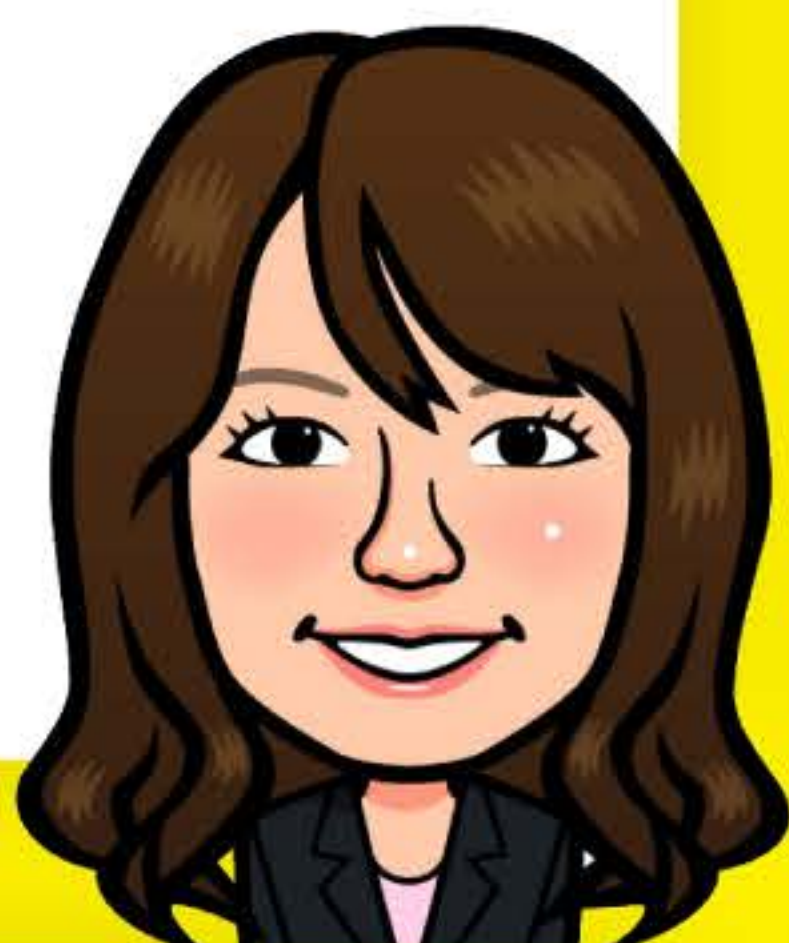
美味しいものを食べることです。自炊をしているので、毎日地道に研究を重ねています。

加藤 肇治郎



お気に入りの入浴剤を入れて癒されながら、お風呂で料理動画を観ることです。あと買い物が好きなので、新しい洋服や食器を買うとリフレッシュできます☆

川嶋 華奈子



ディズニーへ行く事!! ですが頻繁にはいけないので、普段行かないお店へ寄り道したり、買わないような食材を買ったりする等して些細な非日常を作って気分転換を味わっています。

木ノ内 真未



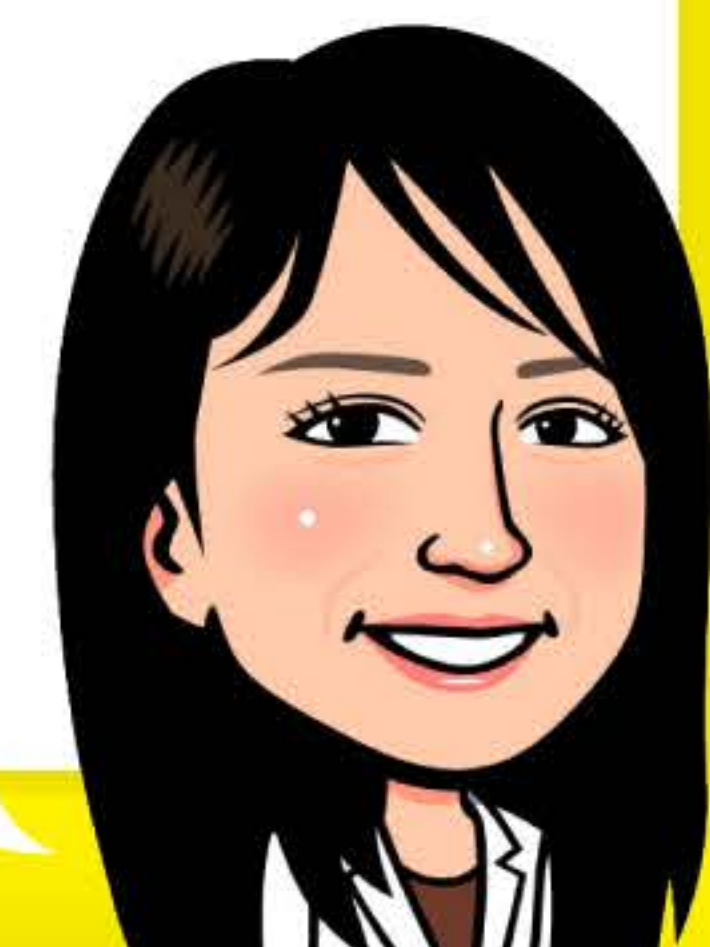
出勤前にジムで体を動かすこと。休日、家族と出かけること。(体は疲れますが…笑)

菅野 伸哉



ゆっくり寝ることと、朝ウォーキングをすることです。普段時間に追われる生活をしているので、時間を気にせずにゆっくりできれば心身ともにリフレッシュできます。

高橋慶子



犬との散歩です。ドックランをのびのび走っている犬を眺めているだけでリフレッシュできます。一緒に走ればさらに効果倍増？

高橋 章郎



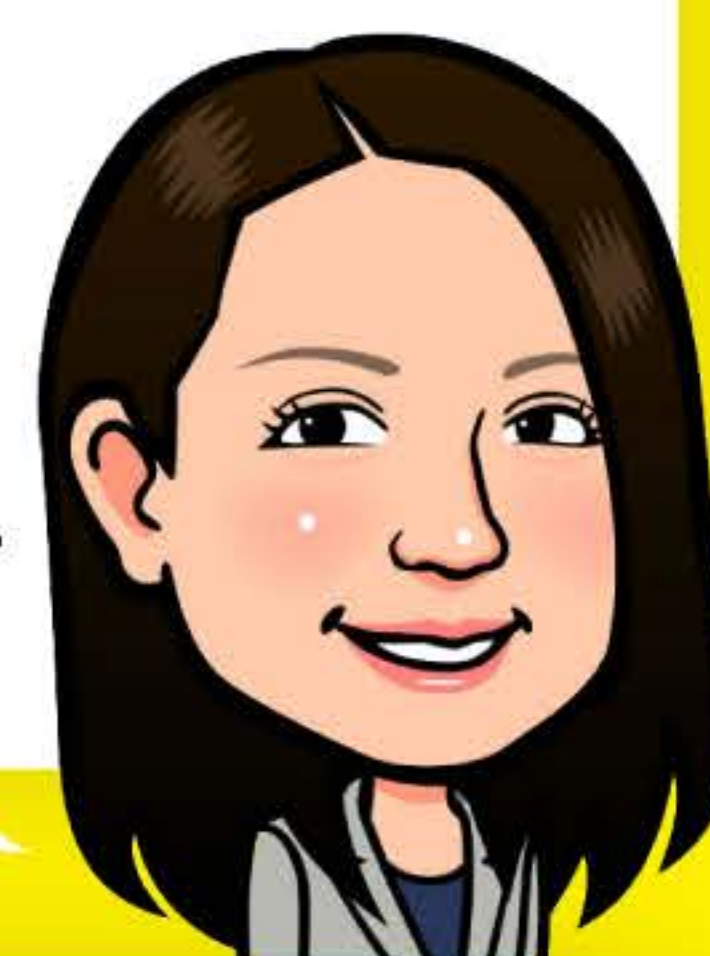
部屋の掃除と模様替です。家具の、いい感じの配置場所が決まると一人でニヤニヤしてしまいます。

友石 光貴



お花を生けると心が洗われてリフレッシュ出来ます。最近華道を始めました。家にお花が生けてあると、気持ちがふわっと明るくなります。

田野倉 幸子



会社員と主婦と母親をやっているのですが、本当に最近リフレッシュできている感じがしました。自分が何をすればリフレッシュするのかも？です。何か私に合ったリフレッシュ方法を見つけたいと思います。

鳥居 陽子



5歳の娘とアンパンマンかるたを本気勝負しています。本気出さないと負けるので、勝つとかなり嬉しいです。娘は大泣きしますが。

直井 優紀



旅行です。忙しくなると毎日家と職場を往復する日々が続くため、気分転換に旅行に行きます。今年も2月の繁忙期前に仙台に行ってきました。

野中 啓佑



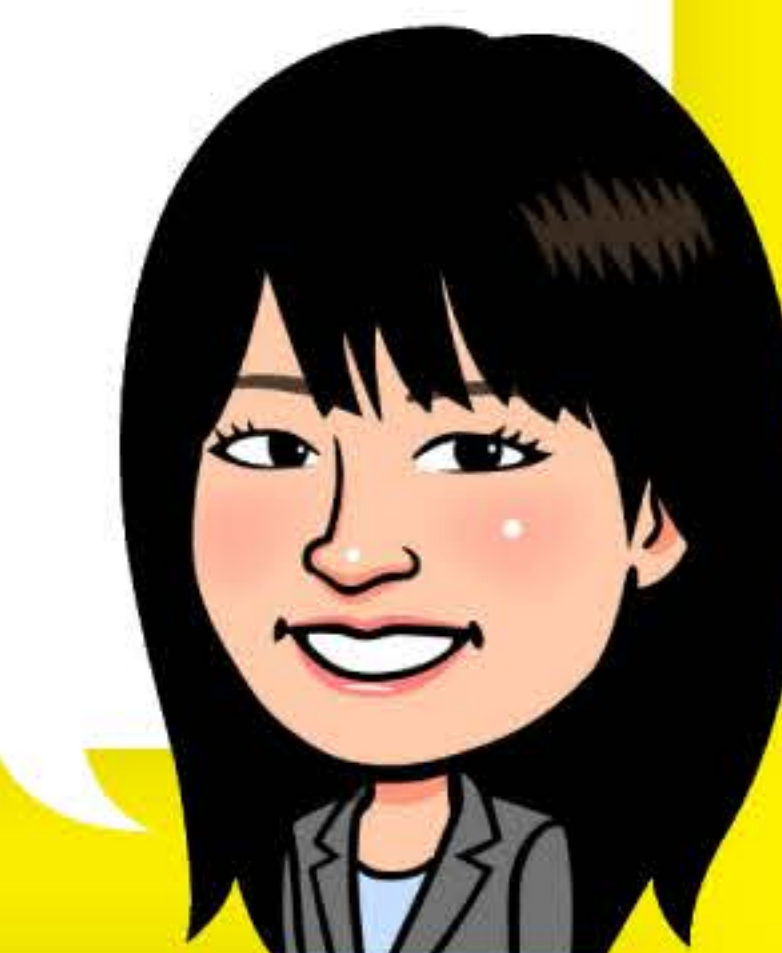
部屋で寝ながらユーチューブを見ることです。ユーチューブさえあれば映画も音楽もあるので退屈しません、正直生活に必須です(笑)

細水 俊



家でゆっくりとテレビドラマを観ることですかね。手元に好きな果物でもあれば、なお幸せです！

松浦 梓穂



一人カラオケに行くことです。仕事で疲れた心と体に魂を吹き込むあの瞬間がたまりません！ビールもすすみます！

村上 仁徳



最近は、年に2回コブクロのライブに行って発散してくると気分爽快になります。恥ずかしげもなく騒いで歌って、ライブ会場が一つになって日常を一時忘れる時間・空間がとても貴重です。

湯田 隆二



子供と遊ぶこと。遊ぶというより逆に遊んでもらってます。

和田 健二



『事業承継』 まるわかりセミナー



2016年の中小企業の休業・廃業は約3万件！
企業倒産は景気回復で年々減少する一方、少子
高齢化による休廃業の流れは加速しています。
この「大廃業時代」を放置すれば、2025年まで
の累計で約650万人の雇用と約22兆円に上
るGDPが失われるという試算もあります。

平成30年税制改正で「事業承継税制」が大幅
に要件緩和されるなど、政府も「事業承継」に本
腰を入れ始めました。このような世の中の流れ
を踏まえ、本セミナーでは、「事業承継」の基礎
をわかりやすく解説していきます。

◆主催：公益社団法人 杉並法人会 ◆後援：杉並区

**「事業承継」
まるわかりセミナー**

2016年の中小企業の休業・廃業は約3万件！ 企業倒産は景気回復で年々減少する一方、少子高齢化による休廃業
の流れは、加速しています。この「大廃業時代」を放置すれば、2025年までの累計で約650万人の雇用と約22兆円に
上るGDPが失われるという試算もあります。
平成30年税制改正で「事業承継税制」が大幅に要件緩和されるなど、政府も「事業承継」に本腰を入れ始めました。
このような世の中の流れを踏まえ、本セミナーでは、「事業承継」の基礎をわかりやすく解説していきます。

●後継者がいない又は後継者がなかなか育たない… ●説明が家業を継ぐが、兄弟間で相続トラブルは避けたい…
●何となくのタイミングで移すのがいいのか… ●平成30年税制改正の「事業承継税制」は切り札になるのだろうか…
このような悩みをお持ちであれば、ぜひこのセミナーを聞いてください！

【セミナー内容】
1. 事業承継を本気で考えなければならない理由 2. 事業承継の全体像をつかもう！
3. 事業承継対策の基礎の基礎 4. 平成30年税制改正 新「事業承継税制」

○日 時 平成30年 7月10日(火) 9時30分～11時30分
○場 所 杉並区立産業商工会館 杉並区阿佐谷南3-2-19
○参 加 費 1,000円(会員)・2,000円(一般) ※当日ご持参ください。
○持 ち 物 筆記用具、電卓
○受講者の対象 初 級
○講 師 税理士・FP 斎藤英一 先生(税理士会杉並支部所属)
斎藤 英一(さいとう えいいち) 税理士法人 斎藤会計事務所 代表税理士
※元、同僚で「会社を売却する」会計事務所を20年以上営む。幅広いチームで、わかりやすいセミナーを
多数開催。著書には「贈与で渡す金と相続税の計算」(50年)がある。

○定 員 30名(会員以外の方もあそびください)
○申 込 方 法 下記申込書にてお申込みください。
※申込後、「参加通知」の送付はしませんので直接お越しください。
※3312-0912 FAX 5377-2274

(公社)杉並法人会 宛 区役所をチェックしてください 会員 □ 一般 □
「事業承継」まるわかりセミナー
法 人 名 〇
所 在 地
参 加 者 名

このような悩みをお持ちであれば、ぜひこのセミナーを聞いてください！

後継者がいない、又は
後継者がなかなか育たない…

長男が家業を継ぐが、
兄弟間で相続トラブルは避けたい…

株はどのタイミングで
移すのがいいのか…

平成30年税制改正の
「事業承継税制」は
切り札になるのだろうか…

セミナー内容

1. 事業承継を本気で考えなければならない理由
2. 事業承継の全体像をつかもう！
3. 事業承継対策の基礎の基礎
4. 平成30年税制改正 新「事業承継税制」

日時：平成30年7月10日(火)9:30～11:30
場所：杉並区立産業商工会館 杉並区阿佐谷南3-2-19
参加費：1,000円(会員)、2,000円(一般)
持ち物：筆記用具、電卓
受講者の対象：初級



日大アメフト部の タックルについて

税理士の遠藤です。

世間からメディアから最大注目を浴び
ている事件について、訪問先のお客様か
ら幾度となく質問されました。

自分はラグビー経験しかないのですが、
同じようなボールを使い、激しいコンタ
クトを伴うスポーツという点では同じ
ように見えてしまうのは仕方ないです
かね。

「あのタックルはどんなの？」よく質問
されました。

正直あれはないです。勢い余って…、熱
くなりすぎて…、というのはありますが
あのプレイは反則の域を超えてます。
誰が指示をしたかとかいう話はここで
はするつもりはないです。

自分がお伝えしたいのは、アメフトやラ
グビーのようなコンタクトの伴う危険
なスポーツは特にルールの徹底は不可
欠だという事です。これは指導する側
も、実際にプレイする選手もです。経験
者であればどの程度の衝撃やケガへの
危険性は身に染みて分かっているはず
だからです。

来年ラグビーのW杯が迫っている今、
とても残念な事件です。確かに危険は伴
うスポーツですが、フェアプレーの精神
の向こう側に身体をぶつけあったもの
同士しか分からない素晴らしい世界は
あるのですから。

次回へ続く…

編集後記

先日、事務所内レイアウトを大きく変更しました。
それに伴い靴置き場を撤去したことにより、今ま
でスリッパに履き替えて頂いておりましたが、靴
のまま応接室にお通しすることになりました。ご
高齢の方や、冬場ブーツで来られた女性の方には
今までそのひと手間でご不便をお掛けしておりま

した。今後はどうぞお気兼ねなくお越しください
ませ。ただ一つ寂しいのは、サラっとお帰りになれ
る事。今まで靴の履き替えの際に結構世間話をし
ていたことに気が付き、「もう少したわいもない話
で盛り上がりたいな～」と思うのは私だけではな
いはずです！



お便り、ご感想
お待ちしております

E-mail saikai3@s-zj.com

TEL 03-5356-7301

FAX 03-5356-7302